

平成25年3月遠野市議会定例会会議録（第1号）

平成25年3月1日（金曜日）

議事日程 第1号

平成25年3月1日（金曜日）午前10時開議

- | | | | |
|-----|---|-----|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | 第19 | 議案第15号 遠野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第2 | 会期の決定 | 第20 | 議案第16号 遠野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第3 | 市長の施政方針演述 | 第21 | 議案第17号 遠野市営駐車場条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第4 | 教育委員長の教育行政方針演述 | 第22 | 議案第18号 遠野市障害者自立支援法施行条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第5 | 議案第1号 平成24年度遠野市一般会計補正予算（第5号） | 第23 | 議案第19号 遠野市民センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第6 | 議案第2号 平成24年度遠野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | 第24 | 議案第20号 遠野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第7 | 議案第3号 平成24年度遠野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | 第25 | 議案第21号 岩手中部広域行政組合格約の一部変更の協議について |
| 第8 | 議案第4号 平成24年度遠野市介護保険特別会計補正予算（第3号） | 第26 | 議案第22号 遠野市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の取扱事務及び取扱事務を取り扱う期間の変更について |
| 第9 | 議案第5号 平成24年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号） | 第27 | 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第10 | 議案第6号 平成24年度遠野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） | 第28 | 議案第24号 平成25年度遠野市一般会計予算 |
| 第11 | 議案第7号 平成24年度遠野市下水道事業特別会計補正予算（第3号） | 第29 | 議案第25号 平成25年度遠野市国民健康保険特別会計予算 |
| 第12 | 議案第8号 平成24年度遠野市水道事業会計補正予算（第4号） | 第30 | 議案第26号 平成25年度遠野市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第13 | 議案第9号 遠野市総合食育センター条例の制定について | 第31 | 議案第27号 平成25年度遠野市介護保険特別会計予算 |
| 第14 | 議案第10号 遠野市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について | 第32 | 議案第28号 平成25年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計予算 |
| 第15 | 議案第11号 遠野市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について | 第33 | 議案第29号 平成25年度遠野市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第16 | 議案第12号 遠野市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について | 第34 | 議案第30号 平成25年度遠野市下水道事業特別会計予算 |
| 第17 | 議案第13号 遠野市情報公開条例及び遠野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について | 第35 | 議案第31号 平成25年度遠野市水道事業会計予算 |
| 第18 | 議案第14号 遠野市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について | 第36 | 発議案第1号 遠野市議会基本条例の一 |

- 部を改正する条例の制定について
- 第37 発議案第2号 遠野市議会政務活動費の
交付に関する条例の制定について
- 第38 発議案第3号 遠野市議会政務活動費の
交付に関する規則の制定について

- 10 番 瀧 澤 征 幸 君
11 番 小 松 大 成 君
12 番 織 笠 孝 之 君
13 番 菊 池 邦 夫 君
14 番 菊 池 民 彌 君
15 番 佐々木 讓 君
16 番 多 田 誠 一 君
17 番 安 部 重 幸 君
18 番 石 橋 達 八 君
19 番 浅 沼 幸 雄 君
20 番 新 田 勝 見 君

本日の会議に付した事件

- 1 日程第1 会議録署名議員の指名
- 2 日程第2 会期の決定
(議会運営委員長報告、採決)
- 3 日程第3 市長の施政方針演述
- 4 日程第4 教育委員長の教育行政方針演述
- 5 日程第5 議案第1号平成24年度遠野市一
般会計補正予算(第5号)から、
日程第35 議案第31号平成25年度遠野市水
道事業会計予算まで。
(提案理由の説明)
- 6 日程第36 発議案第1号 遠野市議会基本
条例の一部を改正する条例の制定につい
て
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 7 日程第37 発議案第2号 遠野市議会政務
活動費の交付に関する条例の制定につい
て
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 8 日程第38 発議案第3号 遠野市議会政務
活動費の交付に関する規則の制定につい
て
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 9 散 会

欠席議員

な し

事務局職員出席者

- 事 務 局 長 宮 田 実 君
次 長 沖 舘 讓 君
主 査 伊 藤 慎 君

説明のため出席した者

- 市 長 本 田 敏 秋 君
副 市 長 及 川 増 徳 君
総 務 部 長 菊 池 保 夫 君
健康福祉部長 荻 野 優 君
健康福祉部保健医療担当部長 菊 池 永 菜 君
産業振興部長兼
SL停車場プロジェクト推進室長 鈴 木 惣 喜 君
農 林 畜 産 部 長 大 里 政 純 君
環 境 整 備 部 長 立 花 恒 君
遠野文化研究センター部長 小 向 孝 子 君
市民センター所長 細 越 勉 君
子育て総合支援センター所長 谷 地 孝 敏 君
教 育 部 長 飛 内 雅 之 君
宮守総合支所長 多 田 博 子 君
消 防 長 千 葉 一 見 君
教育委員会委員長 似 内 宏 和 君
選挙管理委員長 藤 村 正 子 君
代表監査委員 佐 藤 サヨ子 君
農業委員会会長 北 湯 口 進 君

出席議員 (20名)

- 1 番 萩 野 幸 弘 君
2 番 瀧 本 孝 一 君
3 番 多 田 勉 君
4 番 菊 池 由 紀 夫 君
5 番 佐々木 大 三 郎 君
6 番 菊 池 巳 喜 男 君
7 番 照 井 文 雄 君
8 番 荒 川 栄 悦 君
9 番 菊 池 充 君

○議長(新田勝見君) おはようございます。

御苦労さまでございます。

開会に先立ち、市民憲章朗唱を行います。

御起立願います。

遠野市民憲章

わたくしたちは、悠久の時を越えて継承してきた美しい郷土と、伝統ある文化に誇りを持ち、このすばらしい宝玉を、さらに「永遠の日本のふるさと遠野」として、創造・発展させるため、ここに、この憲章をさだめます。

わたくしたちは

1 豊かな自然を愛し、平和で住みよいまちをつくります。

1 心と体をきたえ、温かい家庭と明るいまちをつくります。

1 創意をあつめ、産業と交流の元気なまちをつくります。

1 恵まれた文化を活かし、夢を育む学びのまちをつくります。

1 共に考え支えあって、未来を望む協働のまちをつくります。

着席願います。

午前10時01分 開会・開議

○議長（新田勝見君） これより平成25年3月遠野市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日教育長は遠野高等学校卒業式のため、欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

諸般の報告

○議長（新田勝見君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

市長から議案の送付がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、市長から報告第1号から第2号までの2件の送付がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、発議案3件が提出されましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から例月現金出納検査の結果についての報告書3件及び平成24年度定期監査報告書（後期）1件を受領いたしましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今定例会に提出されました請願2件につきましては、お手元に配付しておきました請願文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしましたので、御了承願います。

次に、平成24年12月7日から平成25年2月26日までの議会活動状況を記載した事務日誌をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（新田勝見君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、18番石橋達八君、19番浅沼幸雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（新田勝見君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長菊池邦夫君。

〔議会運営委員長菊池邦夫君登壇〕

○議会運営委員長（菊池邦夫君） おはようございます。命によりまして、議会運営委員会の御報告をいたします。

去る2月26日、午前10時から議会運営委員会を開催し、平成25年3月遠野市議会定例会の会期を本日、3月1日から3月15日までの15日間といたしました。

会期内の予定表については、既に議員各位に配付しておきましたが、若干の説明を加えさせていただきます。

本日3月1日は、会期の決定、市長の施政方針演述、教育委員長の教育行政方針演述が行わ

れます。その後、議案第1号平成24年度遠野市一般会計補正予算（第5号）から、議案第31号平成25年度遠野市水道事業会計予算までの31議案、内訳は、補正予算8件、条例12件、その他3件、当初予算8件について提案理由の説明が行われます。説明の後、予算等審査特別委員会を設置し、同委員会への付託となります。

その後、遠野市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてなど3件の発議案が上程となります。

本会議終了後、予算等審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選いたします。

3月2日及び3日の2日間は、休日のため休会といたします。

3月4日及び5日の2日間は、一般質問を行います。一般質問の通告は9名であります。一般質問終了後に、1件の補正予算の追加議案が予定されております。

3月6日及び7日の予算等審査特別委員会は、議案第1号から議案第8号まで及び議案第32号の補正予算9議案の審査に充てます。

3月8日は、午前10時から本会議を再開し、補正予算等9議案について、予算等審査特別委員長からの報告があり、質疑、討論、その後採決を行います。

本会議終了後、午前11時から予算等審査特別委員会を再開し、議案第9号から議案第31号までの23議案についての条例や当初予算等の審査を行います。

3月9日及び10日は、休日のため休会となります。

3月11日から14日までの4日間は、引き続き当初予算等の審査を行います。

なお、3月12日は、発議案の締め切り日となっておりますので、念のため申し添えます。

また、3月13日は、午後1時から予算等審査特別委員会を開会いたします。

最終日19日は、午後1時から議員全員協議会、午後2時から本会議を再開いたします。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（新田勝見君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 市長の施政方針演述

○議長（新田勝見君） 次に、日程第3、市長の施政方針演述であります。本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君） 平成25年度における施政の方針を述べるに当たり、先の東日本大震災で犠牲になられた方々の御冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災され仮設住宅の中で懸命にふるさと復興に向け、頑張っている関係者の皆様に、衷心よりお見舞いを申し上げます。

まず、環太平洋連携協定、いわゆるTPP交渉について、私自身の見解を申し述べます。

先般の日米首脳会談を受けて、日本のTPP交渉参加に向けた動きが加速しています。

この問題は、単純に経済成長のみで議論すべきではなく、我が国の食料自給率をはじめ、医療、雇用、金融など幅広い分野でよく議論した上で、慎重な対応を行うべきものと考えています。

農業の持つ、自然・環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承などの多面的価値を後世に引き継ぐためにも、聖域なき関税撤廃を前提としないとはいえ、具体的な特定品目が明らかになっていない現状においては、反対と言わざるを得ません。

今後の推移を注意深く見守りながら、関係団体と連携した取り組みを行うことを申し述べます。

さて、昨年は、復興元年と位置づけられました。

国、県そして基礎自治体と言われる市町村が、

それぞれの立場を踏まえて、さまざまな対応をしてきたものの、政策より政局という流れの中で、被災地を置き忘れたのではないかと思わせる状況が続きました。

本来の政治が果たすべき役割が、機能しなかったことが随所で見られた復興元年ではなかったかと思っております。

「被災地の皆様の想いを少しでも形に」、遠野に立ち寄った多くの関係者が残していった言葉です。

そして、「復興の推進には、与党も野党もなく、超党派で取り組まなければならない」何度聞いた言葉でありましょうか。

全国から集結したボランティアの皆様をはじめとする、多くの方々の被災地に対する思いと行動に対し、国は本当に超党派で応えることができたのだろうか、いや、十分ではない。被災地の現状を見ればそう言わざるを得ません。

また、平成24年度は、遠野市の市民生活に大きな影響を与えた東京電力福島第一原子力発電所の事故発生により、放射線影響対策に迫られた1年でもありました。

福島県民の皆様が置かれている状況は、その見通しも含め、大変厳しい事態にあります。同様に当市にとっても深刻な状況にあります。

汚染牧草処理・草地除染・原木生しいたけのホダ木処理、いずれも経験したことのない専門知識やノウハウがない中での、必死の取り組みでありました。

「市民の生活と健康」そして「畜産を中心とした産業」を守らなければならない。この2つの課題への対応には、実に多くの関係者が、心を一つに行動していただきました。

地域住民の皆様をはじめ、市議会においても特別委員会を立ち上げ、また県やJA関係者の方々にも、「このまま放置はできない」という危機感のもとで行動したがゆえに、一定の結果を得ることができたものと思っております。

先に、国民の代表機関であり、国権の最高機関である国会の事故調査委員会が、最終報告書を衆参両院議長に提出した中で、今回の事故は

震災ではなく、規制当局や東電の安全対策の意図的な先送りが招いた人災であると断定しました。

しかしながら、国としての責任の所在は全く明らかにされておらず、私は甚だ疑問を感じています。

住民生活に直結し、課題に懸命に立ち向かっている市町村という現場が、なぜこれほどまで苦しまなければならないのか。

人災の当事者となった東京電力側からは、依然何ら誠意のある言葉も行動も示されていません。

そうした中、去る2月10日、みやもりホールにおいて、宮守町民の方々が立ち上げた実行委員会による「めがね橋復興応援三陸コンサート」が開催されました。

釜石市、大船渡市、大槌町から出演した音楽グループからは、「被災地では、今も演奏する会場どころか練習する場もありません。遠野市の皆様のおかげで思い切り演奏ができました。元気をいっぱいいただいて、ふるさと復興に立ち向かいます」という、力強いメッセージを残していきました。

震災から2年がたとうとしている今、遠野市の後方支援活動は市民一人ひとりの取り組みにより、力強く引き継がれていることを改めて確認したところであります。

平成24年度は、郷土芸能、児童生徒、スポーツ少年団、そして市内各地の地域の方々が祭りなどを通じて、被災者の皆様と向き合う姿が随所に見受けられました。

人と人とのつながり、そして地域と地域のきずな、一層深まっている姿が、そこにはありました。

改めて、多くの市民の皆様から感謝を申し上げます。

さて、私が市長としての職をいただき、この4月がまいりますと12年目に入ります。

その間、平成の大合併の当事者として、旧宮守村と対等合併という大きな課題にも挑戦いたしました。

その合併からすでに8年目に入っております。市民の皆様の御理解のもと、合併時の課題は土地改良区の統合、保育の一元化を除き、そのほとんどを解決することができました。

全国の市町村関係者の中で、よく使われているキーワードとして、「合併前・合併後」という言葉がありました。今は「震災前・震災後」という言葉に変わっています。

本格的な人口減少社会において、東日本大震災を境に、何ものにもかえがたい人命尊重という原点に立ち返った中から、新たな仕組みづくりを求めていく必要があります。

高度経済成長、費用対効果、そして、ややもすると追いつけ追い越せといった風潮に対して、この災害は改めて自然・歴史・文化・風土といった大切なものを見直さなければならないことを突きつけているとも言えます。

遠野市には、その大切なものとして自然・歴史・文化・風土が市民一人ひとりの日常の中に生かされています。

市民一丸となって行動した後方支援活動は、こうした背景のもとに成し得た取り組みと思っています。

さて、平成25年度当初予算案は、「託された責任を未来につなぐ」予算として、総額181億2,300万円で編成いたしました。

地方自治の行財政を取りまく状況は、ますます厳しさを増しています。

財政の根幹を占める地方交付税は、合併に伴う財政特例措置が平成27年度で終わります。それに伴い平成28年度以降、毎年約1億円ずつ削減されることになっています。また、平成25年度の地方交付税の再見直しに伴い、約1億2,000万円の減額が予想されています。

老朽化が進行する上水道施設、医療費の増加が心配される国保会計などの企業・特別会計においても、健全財政を維持することが一層求められ、対応すべき課題は山積しています。

こうした背景を厳しく見据えながら、全事務事業を見直し、「安全と安心のため」そして「未来につなぐため」の施策を柱に、新規事業

として27事業、廃止した事業25事業を含め、丁寧に検討し編成いたしました。

以下、遠野市総合計画基本構想の5つの大綱別に従って、主要な施策について申し上げます。

大綱1は、自然を愛し共生するまちづくりであります。

環境と暮らしの調和、遠野らしさを醸し出す景観の保全については、景観条例及び空き家条例の制定、木質バイオマスエネルギーなど環境に優しい再生可能エネルギーの導入を進めます。

また、徹底したごみの分別による減量化・資源化の推進に努めます。

岩手中部広域行政組合のごみ焼却処理施設については、平成27年10月から供用開始となることから、清養園の利活用について検討を進めます。

総合交通対策については、スクールバスの空き時間の有効活用など、高齢化社会に対応した新たな公共交通システムの構築に取り組みます。

災害時の迅速かつ的確な情報収集と伝達を図るため、消防救急無線のデジタル化に向けた整備を進めます。

また、旧消防庁舎跡地は、地域防災力の強化と、コミュニティの増進を図る防災公園として、順次整備することとし、平成25年度においては、新張地区コミュニティ消防センターを整備します。

なお、昭和の大合併からの懸案であった、市道二日町小友線改良整備事業は、年内に綾織町側の900メートルの工事をもって完了する予定となりました。

大綱2は、健やかに人が輝くまちづくりであります。

健康づくりにつきましては、遠野市健康づくり総合プログラムに基づき、ICT健康づくり事業を継続し、高齢者を中心とした健康づくりのさらなる推進を図るとともに、各種がん検診の受診者の拡大や特定健診・特定保健指導を徹底し、他の生活習慣病等の疾病予防活動を進め「健康寿命」の延伸を目指します。

今年4月に供用開始となる総合食育センター

は、安全で安心な学校給食の提供、食を通じて健全な心と体を育む食育の推進、高齢者の見守りと安否確認を兼ねた宅配弁当等の提供、さらには災害時における炊き出し施設としての食料の供給を兼ね備えた、総合拠点と位置づけ、関係施策と一体となった取り組みを行います。

少子化対策・子育て支援としては、好評である従来の誕生記念写真立ての贈呈に加え、さらに保護者の経済的負担軽減を図るため、一時保育や病児等保育室「わらっぺホーム」の利用券にも使える「わらすっこの誕生応援券」を贈ります。

また、子どもたちへの予防接種につきましては、集団接種を基本に、各種ワクチン接種を実施します。特に、県内13市では初めて、おたふくかぜや水ぼうそうの集団予防接種を無料とする「わらすっこの任意予防接種事業」を新たに実施します。

市内の医療環境については、新たに3人の医師が市内に定住するなど、一定の成果を上げています。

今後は、産科・小児科医師の確保に努めるとともに、助産院「ねっと・ゆりかご」の充実のもと、「安産の里とおの」としての周産期医療の環境整備に努めます。

福祉施策については、「遠野市地域福祉計画」に基づき、各種取り組みを着実に進めるとともに、高齢者、障がい者などの災害時要援護者の見守り体制や安否確認を強化するために、地域福祉を支える新たな仕組みづくりを、遠野市社会福祉協議会と連携し構築します。

障がい福祉については、「障害者総合支援法」により、障がい者の皆様の自立と就労に向け、相談支援専門員を2名に増員し、総合的な相談支援を強化します。

介護保険については、「ハートフルプラン」に基づき「認知症高齢者グループホーム」を1カ所整備するとともに、介護人材の確保・育成に向けて、関係機関と連携し、取り組みます。

大綱3は、活力を創意で築くまちづくりであります。

当市の農業の振興については、このたび制定された市内11地区の地域農業マスタープランに基づき、「担い手支援」「新規就農者の確保」「農地の集積」を推進するとともに、遠野市農林水産振興ビジョン、いわゆるタフ・ビジョンを基本に、足腰の強い農業の実現に向け取り組みます。

また、ニホンジカによる農作物被害の防止に努めます。

畜産振興においては、公共牧場再編整備事業によるキャトルセンターの整備を進めるとともに、遠野市畜産振興公社の経営体制の強化を図り、畜産のさらなる活性化に取り組み、第6次産業の振興、遠野ブランドの確立につなげます。

林業振興においては、里山美林事業による森林整備や松くい虫被害対策に努めるとともに、原木栽培しいたけ産地としての信頼回復、生産継続を促す助成金や、さらには復興住宅の建設に対する取り組みの推進と、公共建築物木造化に対応した需要の拡大を図るため、木工団地内の事業体との連携をさらに強化します。

商工業の振興については、地場産業の振興や、遠野東工業団地をはじめとする工場適地の確保など、雇用の場としての環境づくりにも取り組みます。

今年12月に予定されている、JR東日本によるSL運行を一つの契機とし、観光協会をはじめとする関係団体の協力をいただき、官民連携による「SL停車場プロジェクト推進本部」を立ち上げ、JR遠野駅から市民センターまでの「民話の道どおり」のリニューアルや、町家・商家の景観の保全など、ハード、ソフト両面による再整備を行います。同時に、宮守町の「mm1」やめがね橋直売所など周辺の活性化を図ります。

また、今年4月には「とおの昔話村」の全面改修が完了し、名称を新たに「とおの物語の館」としてリニューアルオープンすることから、さらなる観光振興と中心市街地活性化策を推進します。

大綱4は、ふるさとの文化を育むまちづくり

であります。

平成25年度は、遠野の学校教育の歴史に新たな1ページが刻まれる年となります。

7年の歳月をかけて進めてきた中学校再編成の取り組みが実を結び、いよいよ本年4月1日、遠野中学校、遠野東中学校、遠野西中学校の新設校3校が開校することとなります。

新設遠野中学校の多目的ホール・音楽室棟の整備など、教育環境の整備を順次実施するとともに、昨年4月から本庁舎西館に設置した子育て総合支援センターと教育委員会、遠野市保育協会とのさらなる連携を図り、幼児期から高等学校までの切れ目のない子育て支援に取り組みます。

文化財の保護と継承につきましては、国指定重要文化財「千葉家住宅」の公有化を図り、保存管理計画を策定します。

また、国の重要文化的景観に選定された「遠野土淵山口集落」については、地域の活性化につながる活用を検討します。

「遠野遺産認定制度」につきましては遠野ならではの地域資源を市民協働により、保存・継承する仕組みをさらに強化・拡充し、存在感のある遠野市の魅力を市内外に発信します。

文化の振興につきましては、日本のグリムと評価される、佐々木喜善没後80年という節目の年となることから、佐々木喜善の業績を顕彰するとともに、グリム兄弟を通じた国際理解を図るため、ドイツ・シュタイナウ市のグリム博物館と連携した交流事業を展開します。

大綱5は、みんなで考え支え合うまちづくりであります。

住民主体のふるさとづくりについては、地域活動専門員を一部の地区センターに試行的に配置していますが、その活動の検証を踏まえ、新たな市民協働による地域コミュニティの活性化に取り組みます。

行財政改革の強化については、引き続き職員数の適正化を進めるとともに、さらなる事務事業の見直しを積極的に進め、市民との協働による行政サービスの質の向上を図ります。

特に、第三セクター等の経営改革により、新遠野市教育文化振興財団の組織体制を強化し、市の生涯学習、芸術文化事業を順次アウトソーシングしていきます。

市役所本庁舎のあり方については、「遠野スタイル庁舎機能のあり方を語る市民懇話会」において、市民目線によりさまざまな議論をいただいています。

本庁舎の再建については、国において震災復興特別交付税等による財政支援が制度化されることが明らかになったことから、有識者会議を経て、将来を見据えた庁舎のあり方について取りまとめを加速させます。

市民センターにつきましては、平成26年度から耐震補強や大ホールの舞台設備を含む大規模改修工事に取り組み、平成27年度までに完了させることとしました。

なお、改修後の市民センターは、新たな市民協働の拠点施設に位置づけ再構築します。

中学校再編成による中学校跡地利用につきましては、地域の理解と協力を得ながら、地域の活性化やコミュニティ増進につながる新たな拠点として、その利活用に取り組みます。

また、各学校の所蔵する歴史的資料の保存・継承のため、「学校教育歴史記念館」の整備を検討します。

以上、市政運営の基本姿勢と主要施策の概要について申し上げます。

昨年12月17日、全国に996カ所ある道の駅をネットワークとして組織し、地方の底力を示そうと、志のある全国の市町村長をはじめとする関係者が遠野に集まり、「全国道の駅連絡会設立総会」が開催され、初代会長には遠野市長をという推薦をいただき、その職に就任したところであります。

道路整備を単なる公共事業として位置づけるのではなく、防災拠点として、あるいは後方支援拠点として、命をつなぎ、守る、そして交流人口を増やし、さらなる活性化を図る、そのための拠点となるのが道の駅であり、それをつなぐのが道路であります。

道路整備の今日的な意義と、道の駅の機能強化の必要性をネットワークとして全国に発信していこうというのが、この設立総会の趣旨であります。

また、去る2月16日、「希望・絆・未来」広域道路ネットワーク国道340号立丸峠のトンネル化決定の住民大会が、宮古市、大槌町、住田町の関係者が集い、遠野市で開催されました。

「立丸峠への想い」と題して講演した元川井村村長の道又邦彦さんが、壇上で思わず絶句し涙を流した姿には、地方が特に過去地域が抱える切実な課題に立ち向かってきた、リーダーとしてのこれまでの「想い」が込められており、場内に強烈に伝わってまいりました。

その姿に改めて胸が打たれるものがあり、トンネル完成に向けた決意を関係者一同で新たにしました。

広域道路ネットワークの推進は、地域と地域をつなぎ、自治体間の広域的連携を可能とする、まさに「絆」を未来につなぎ希望となります。

国が、県が、そして市町村がという縦の関係としての「垂直関係」が戦後一貫して、形づくられた仕組みとして機能してきました。この垂直関係からの発想の転換が必要となっています。

私は基礎自治体としての市町村の生き残りのための新たな仕組みとして、自治体間の相互連携となる、いわば「水平連携」を仕組みにしなければならぬと思っています。

「3万人の人口の遠野市が未曾有といわれる東日本大震災の被災地と向き合うことができたのはなぜか」とよく問われます。

言うまでもなく、全国の多くの市町村が、遠野市の活動を理解し支援してくれたこの水平連携が、具体的に仕組みとして機能したことによるものと考えます。

全国から遠野市を視察に訪れた市町村、議会、防災関係者は実に2,000名を超えております。

新築となった総合防災センターは、多くの市民の皆様を含め、見学者は約7,000名を超えています。

私はこうした数字の中から、市町村同士の水

平連携の必要性がますます求められていると強く感じています。

被災しなかった地域にあっても、命をつなぎ守るため、また足らざることを補い特性を生かし合うためにも、市町村長に「責任・権限・財源」を制度として明確に位置づける必要があると強く感じています。

この制度が構築されることによって、市町村間におけるネットワークが、さらに機能されるものと確信しています。

被災地支援のため、遠野で活躍したある大学生から手紙をいただきました。そこには次のようなことが書かれていました。

「ないものをひたすら求めるよりも、50%でよしとし、ひたすら前向きに取り組む姿勢こそが大切と考えます。また市町村という共同体同士のつながりが、今後ますます必要と思います。今ある形を見直しながら、持続を目指すほうが、ぬくもりのある方法だと思います」

この大学生の言葉「ぬくもりのある方法」は、まさに時宜を得た率直な意見と受けとめました。私はますます厳しさを増す地域経営に当たり、改めて「ぬくもり」という言葉を大事にしたいと思っています。

先日、進化まちづくり検証委員会が開催され、第三セクター等の改革の取り組み状況について、各団体の代表が、自らの意思で改革に自主的に取り組む状況を、具体的に発表しました。

各委員からは、それぞれの課題事項に真摯に取り組んでおり、自立につながりつつあるとの一定の評価をいただきました。

しかしながら、一方において避けて通れない、加速する少子高齢化に伴う人口減少の中で、適正な自治会と行政区、また行政区長の報酬のあり方、そして行政委員会、さらには本庁舎の適正な機能も含め、新たな仕組みづくりを検討する時期を迎えています。

これらの課題を、進化まちづくり検証委員会の第2ステージと位置づけ、あらゆる角度から検証を加えます。

市政運営を市民の皆様から託され12年になる

うとしています。

遠野らしさそして活力を維持するためには、市民の皆様とのしっかりとした協働の上に成り立つ、地域総合力の発揮が必要不可欠であります。

変わるもの、変わらないもの、これをぶれずにしっかりと見据えながら、山積する市政課題に果敢に挑戦し、進化し続けるまちづくりを、「ぬくもり」という言葉を大切にしながら「永遠の日本のふるさと遠野」の実現に向け邁進する所存であります。

以上、決意の一端を申し述べ、平成25年度における私の施政方針演述といたします。御清聴ありがとうございました。

日程第4 教育委員長の教育行政方針演述

○議長（新田勝見君） 次に、日程第4、教育委員長の教育行政方針演述であります。似内教育委員長。

〔教育委員長似内宏和君登壇〕

○教育委員長（似内宏和君） 平成25年3月遠野市議会定例会が開会されるに当たり、平成25年度の教育行政推進の基本方針について申し述べます。

はじめに、一昨年（平成24年）の3月11日に発生した東日本大震災から間もなく2年がたとうとしております。改めて、亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、今なお、不自由な生活を余儀なくされている皆様に、心からお見舞い申し上げます。

平成25年度は、遠野の学校教育に新たな歴史の第一歩が刻まれる1年となります。現在の8校の中学校がその歴史に幕を閉じ、4月1日には、遠野中学校、遠野東中学校、遠野西中学校の新設校3校として新たに生まれ変わることとなります。

過去にさかのぼれば、昭和61年6月に中学校再編成を断念して以降、児童生徒数の減少や学校の小規模化が年々進行する中、中学生にとってよりよい教育環境を目指して、平成18年2月

に中学校のあり方を検討する内部組織を立ち上げてから、7年の月日をかけて着実に取り組みを進めてきた中学校再編成が、市民の皆様の多大なる御理解、御協力のもと、実現する 때가来りました。

昨年11月に行われた中学校総合文化祭のフィナーレでは、全生徒750名による大合唱、新設中学校の校名を書いたプラカードを掲げ、手をつなぎ、心をつなげてともに歩んでいくことを誓った子どもたちの姿。

そして、新春1月5日に催された市民新年交賀会の席上で中学校8校の代表の生徒が述べた地域への感謝、学校に対する誇り、新しい学校への希望に満ちあふれた抱負に、未来に向かって力強く進もうとする遠野の子どもたちのたくましさ、優しさなどの確かな成長を強く感じたところであります。

子どもたち一人ひとりがその心の中に持つ未来への希望に応えるため、中学生一人ひとりが、その個性や能力を十分に発揮することのできる教育環境の充実に全力で取り組むとともに、中学校再編成後にあっても、それぞれの地域の特色ある文化や芸能を大切にし、自ら地域の一員として守り、育てていく心を育む学校運営に努めてまいります。

さらには、東日本大震災の被災体験を踏まえ、子どもたちが自らの未来を切り開く力を育む「復興教育」を推進するとともに、本庁舎西館で居をともにする子育て総合支援センターとの連携を一層深めながら、幼児期から小中学校、高等学校までの教育全体における総合的な環境の整備に取り組み、子どもたちを取り巻く社会のさまざまな環境の変化にも的確に対応できるよう努めてまいります。

以下、遠野市総合計画の政策に沿って、平成25年度の主要な施策の概要について申し上げます。

第1は、就学前教育の充実に ついてであります。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要なものであることか

ら、幼児一人ひとりの生活や発達に応じた就学前教育を進めるとともに、就学に向けて、小学校との情報共有や相互理解を深める積極的な連携、交流の場を確保してまいります。

また、教育の機会均等を確保するため、引き続き、就学前教育における保護者の保育料負担の軽減を図り、幼稚園教育の振興に努めてまいります。

市立幼稚園・保育所につきましては、子どもたちがより質の高い教育と保育を受けることができる体制を整備するため、幼保連携型「認定こども園」化に向けた取り組みを推進してまいります。

第2は、学校教育の充実についてであります。

まずは、教育内容の充実について申し上げます。

平成25年度も引き続き、児童生徒の生きる力を育むため、確かな学力、豊かな心、すこやかな体の「知・徳・体のバランスのとれた人間形成」に向けた取り組みを進めてまいります。

そのためには、「学習や生活の基礎力の定着」「豊かな心の育成」「心身ともに健康でたくましい子どもの育成」の3つの視点で、次の5項目に重点を置き、教育内容の充実に努めてまいります。

重点の1つ目は、「学力向上の推進」であります。標準学力検査等により、児童生徒の課題を把握し、その改善を図るため学校教育専門員や指導主事の学校への派遣、各種研修会の開催などを引き続き実施し、教員の指導力の向上を図ってまいります。

また、児童生徒の基礎学力の定着と向上には、基本的な生活習慣や家庭学習を含む学習習慣の確立が重要であることから、家庭の理解と協力を得ながら、望ましい学習習慣づくりを目指してまいります。

さらに、新学習指導要領に基づく指導が適切に行われるよう、引き続き小中学校を指導してまいります。

重点の2つ目は、「特別支援教育の充実」であります。各学校に在籍する、特別な支援を必

要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応えられるよう、引き続き特別支援教育支援員等を配置するなど、支援体制を整えてまいります。

なお、平成25年度は、土淵小学校に特別支援学級が新設されることから、さらなる教育活動の充実が期待されます。

また、平成24年度に附馬牛中学校内に開設した県立花巻清風支援学校遠野分教室中学部は、平成25年度から新設遠野中学校内に開設することとなります。小中学校と遠野分教室との一層の連携を図りながら、児童生徒の適切な就学支援を進めてまいります。

重点の3つ目は、「豊かな心を育む教育の推進」であります。平成21年度から小学校で実施している「JFAこころのプロジェクト 遠野わらすっこ『夢の教室』」を引き続き実施し、児童の「夢」を育む教育を推進してまいります。

また、道徳教育、復興教育はもとより、学校行事における体験活動、読書活動など、あらゆる教育活動を通じて、豊かな感性を育み、命と思いやりの心を大切にする教育を推進してまいります。

特に、道徳教育は、自己の生き方についての考えを深める大切な領域であると捉え、保護者や地域と一緒に心の教育を考える「道徳公開講座」を継続して実施するとともに、小友小学校が文部科学省研究指定校として、道徳教育総合支援事業に取り組みます。

さらに、いじめや不登校などの問題については、特にも昨今、いじめ問題が報道などで全国的に大きく取り上げられているところでありますが、本市においては、今後も保護者を対象としたアンケート調査を実施するとともに、多様化する生徒指導上の問題に対処するため、各学校の教育相談体制への支援を図り、スクールカウンセラーや外部機関とも積極的に連携しながら、問題の早期発見、早期解決を目指してまいります。

重点の4つ目は、「特色ある学校づくりの推進」であります。小中学校が、それぞれの校長

のリーダーシップのもと、地域の特性や児童生徒の実態に応じ、創意工夫を生かした教育活動を展開していく「特色ある学校づくり事業」を推進してまいります。

そして、重点の5つ目は、「学校経営の質的向上」であります。小中学校が、それぞれの学校経営において、特に重視すべき取り組みについての具体的目標を「まなびフェスト」として設定し、学校、家庭、児童生徒、地域が目標を共有して達成に努めるとともに、学校評価を通して、学校経営のさらなる充実に取り組んでまいります。

次に、教育環境の充実について申し上げます。

学校施設の整備につきましては、本年4月1日の、新設中学校開校にあわせ、新設遠野中学校の新校舎が完成し、また、新設遠野東中学校の校舎となる青笹中学校の増築・改修工事も完了し、新たな学びやの準備が整いました。また、遠野小学校屋内運動場の完成も間近にあります。

平成25年度においても、児童生徒が健康で心豊かな学校生活を送ることができるよう、新設遠野中学校において多目的ホール・音楽室棟の2期工事に着手するなど、さらなる教育環境の整備を進めてまいります。

また、通学対策、教材の整備、就学援助など、質の高い教育を支える学習環境の向上を引き続き図るとともに、地域の特性を生かした人材を育成するため、市内県立高校との連携を深めてまいります。

次に、学校給食の充実について申し上げます。

本年4月から、総合食育センター内に整備した学校給食施設での給食の提供が始まります。

高度な衛生管理システム、新しく充実した調理設備のもと、より安全安心で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するとともに、健康教育の推進を図るため、栄養教諭が栄養指導を行う学校訪問を積極的に展開してまいります。

また、子どもたちに遠野の食を伝える「遠野まるごと給食」を新たに実施し、学校給食を通じた、郷土の食文化や地域の農産物への理解を深める食育の推進をより一層図るとともに、地

元食材の利用拡大に努めてまいります。

第3は、社会教育の充実についてであります。

社会教育につきましては、市民協働の視点を大切にしながら、市民の皆さんがともに学び、ともに活動できる生涯学習の環境づくりを、財団法人遠野国際交流協会との合併により、人・夢づくりの中心となる役割を担う協働体として、新たに生まれ変わった財団法人遠野市教育文化振興財団と連携しながら、積極的に推進してまいります。

また、子どもたちの「知・徳・体」を総合的に育む人間形成には、家庭や地域社会がそれぞれの教育的機能を発揮し、学校と一体となって子どもたちの教育に当たることが重要となります。

このことから、家庭や地域社会の教育力の充実を図るため、市内小学校単位で組織されている地域教育協議会の実践活動を支援し、子ども、親、学校、地域、行政の5者の連携により、教育振興運動の共通課題である「家庭学習の充実」「読書活動の推進」に取り組むとともに、「放課後子ども教室」を継続して実施し、家庭学習の習慣化による学習意欲の向上を目指してまいります。

さらには、ふるさと学習、世代間交流、他地域の子どもの交流活動など、さまざまな体験活動を通して、郷土に根づく心豊かな子どもたちの育成に努めてまいります。

また、アメリカ合衆国・テネシー州チャタヌーガ市への中学生派遣交流事業を支援し、国際性豊かな人材の育成を図ってまいります。

第4は、スポーツの振興についてであります。

スポーツは、市民の健康増進をはじめ、子どもたちの心身の健全な発達に重要な役割を果たしているとともに、人々の心を明るく、元気にする力を持っています。

健康づくり総合大学「とすぼ」を中心に、子どもから高齢者までが幅広く、日常的に生涯にわたってスポーツに親しむことを目指す「健康づくり総合プログラム」の実践を引き続き推進してまいります。

子どもの体力の向上につきましては、幼児を対象とした運動教室や、児童を対象としたスポーツ教室などを実施するとともに、家庭、地域、学校が一体となって早寝・早起き・朝ごはん運動やチャレンジ徒歩通学を推進し、生活習慣の改善、スポーツ・運動習慣の普及を進めてまいります。

また、平成25年度においても、スポーツ少年団等の活動の促進及び指導体制の強化を図りながら、経験豊かな指導者やトップアスリートを招き、ジュニアスポーツのレベルアップなど、市民に夢と感動を与える競技スポーツの向上に努めてまいります。

第5は、文化財の保存と継承についてであります。

文化財は、先人の営みを知る大切な遺産であることから、これを後世に確実に継承していくことを基本に据え、文化財への理解と関心を深める学習機会の充実を図ってまいります。

また、国指定重要文化財「千葉家住宅」の公有化を進めるとともに、国指定重要文化財「旧菊池家住宅」の改修や、市指定文化財「早池峯神社の中門」の改修に対する助成を行い、貴重な文化財の保護を図ってまいります。

以上、平成25年度の教育行政推進に関する基本的方向と主要な施策の概要について申し述べました。

教育は未来をつくるものであり、また、子どもは未来の希望であり、活力であります。子どもたちが、自分の将来をしっかりと見据え、夢と志を持って、力強く生き抜いていくことができるよう生きる力を身につけさせることこそが、教育の役割であり、使命であります。

教育委員会では、市長部局との相互補完の関係を一層深め、引き続き学校現場、地域とより密着した「活動する教育委員会」として、子どもたちの豊かな学びを創造し、遠野の未来を担う人づくりに邁進してまいりますので、議員各位、そして市民の皆様のご理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新田勝見君） 10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（新田勝見君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 議案第1号平成24年度遠野市一般会計補正予算（第5号）から、

日程第35 議案第31号平成25年度遠野市水道事業会計予算まで。

○議長（新田勝見君） 次に、日程第5、議案第1号平成24年度遠野市一般会計補正予算（第5号）から、日程第35、議案第31号平成25年度遠野市水道事業会計予算までの31件を一括議題といたします。

各案件について、提出者の説明を求めます。及川副市長。

〔副市長及川増徳君登壇〕

○副市長（及川増徳君） 命によりまして、平成25年3月遠野市議会定例会に提案いたしました各議案について、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第1号平成24年度遠野市一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出それぞれ5億2,930万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203億8,235万9,000円とするものであります。

次に、議案第2号平成24年度遠野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、事業勘定では歳入歳出それぞれ2億1,358万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,118万2,000円に、直営診療施設勘定では歳入歳出それぞれ638万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,846万1,000円とするものであります。

次に、議案第3号平成24年度遠野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ647万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,779万3,000円とするものであります。

次に、議案第4号平成24年度遠野市介護保険

特別会計補正予算（第3号）については、保険事業勘定では歳入歳出それぞれ838万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,190万2,000円に、介護サービス事業勘定では歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,434万5,000円とするものであります。

次に、議案第5号平成24年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ283万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,967万円とするものであります。

次に、議案第6号平成24年度遠野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ101万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,128万7,000円とするものであります。

次に、議案第7号平成24年度遠野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ1,591万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,468万8,000円とするものであります。

次に、議案第8号平成24年度遠野市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入及び支出の補正については、収入第2款簡易水道事業収益において223万8,000円を減額し2億1,890万8,000円に、支出第1款上水道事業費用において538万円を増額し3億6,582万円に、第2款簡易水道事業費用において880万2,000円を減額し2億6,956万7,000円に、第3款居宅小規模給水事業費用において7万4,000円を増額し2,901万2,000円に、また、資本的収入及び支出の補正については、収入の第1款上水道事業資本的収入において102万7,000円を減額し1億2,391万1,000円に、第2款簡易水道事業資本的収入において457万8,000円を増額し1億4,071万5,000円に、支出第1款上水道事業資本的支出において91万1,000円を減額し2億3,670万9,000円に、第2款簡易水道事業資本的支出において308万2,000円を減額し2億5,902万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第9号遠野市総合食育センター条例の制定については、安心で安全な給食の提供、食を通じて健全な心と体を育む食育の普及及び地場農産物の利用拡大を総合的に推進するため、遠野市総合食育センターを設置しようとするものであります。

次に、議案第10号遠野市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、遠野市新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第11号遠野市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、地域主権改革の一環として、道路法及び高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、市道を新設または改築する場合における、道路の構造の一般的技術的基準等を定めるため、制定しようとするものであります。

次に、議案第12号遠野市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定については、地域主権改革の一環として、河川法が一部改正されたことに伴い、市が管理する準用河川に係る河川管理施設等について、河川管理上必要とされる一般的技術的基準等を定めるため、制定しようとするものであります。

次に、議案第13号遠野市情報公開条例及び遠野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国有林野の管理経営に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第14号遠野市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定については、資金を貸しつけることができる対象に、遠野市小学生及び中学生医療の給付に関する規則に規定する医療費の給付対象者を加えようとするものであります。

次に、議案第15号遠野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、地域主権改革の一環として、公営住宅法が一部改正されたことに伴い、市営住宅等の整備基準を定めるとと

もに入居者資格の範囲の緩和等をしようとするものであります。

次に、議案第16号遠野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、地域主権改革の一環として、都市公園法及び高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準等を定めようとするものであります。

次に、議案第17号遠野市営駐車場条例等の一部を改正する条例の制定については、下一日市駐車場と遠野蔵の道ギャラリーとを一体的に管理し及び活用するため当駐車場を、遠野市立博物館の駐車場として設置しようとするものであります。

次に、議案第18号遠野市障害者自立支援法施行条例等の一部を改正する条例の制定については、障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第19号遠野市民センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、市立中学校の再編成に伴い、廃止する中学校の施設を活用し生涯学習スポーツ施設として設置しようとするものであります。

次に、議案第20号遠野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、道路法施行令の一部改正に伴い、太陽光発電設備、風力発電設備等に係る占用料を徴収するとともに所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第21号岩手中部広域行政組合規約の一部変更の協議については、岩手中部広域行政組合の事務所の位置を変更する必要が生じたため、岩手中部広域行政組合規約の変更が必要になり、その協議に関し同組合を組織する関係地方公共団体である当市の議会の議決を求めるものであります。

議案第22号遠野市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の取扱事務及び取扱事務を取り扱う期間の変更については、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、小友郵便局

の取り扱い事務のうち外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求の受付等の事務を廃止するとともに、取扱事務を取り扱う期間を変更しようとするものであります。

次に、議案第23号公の施設の指定管理者の指定については、とおの物語の館及び遠野城下町資料館の指定管理者の指定をしようとするものであります。

次に、議案第24号平成25年度遠野市一般会計予算は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ181億2,300万円と定めるものであります。

次に、議案第25号平成25年度遠野市国民健康保険特別会計予算については、事業勘定では歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億8,901万1,000円とし、直営診療施設勘定では歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,561万7,000円と定めるものであります。

次に、議案第26号平成25年度遠野市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,075万7,000円と定めるものであります。

次に、議案第27号平成25年度遠野市介護保険特別会計予算については、保険事業勘定では歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億1,367万4,000円とし、介護サービス事業勘定では歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,418万6,000円と定めるものであります。

次に、議案第28号平成25年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,622万2,000円と定めるものであります。

次に、議案第29号平成25年度遠野市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,171万4,000円と定めるものであります。

次に、議案第30号平成25年度遠野市下水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,067万8,000円と定めるものであります。

議案第31号平成25年度遠野市水道事業会計予算については、収益的収入及び支出の予定額は、

収入合計額を7億2,326万6,000円とし、支出合計額を6億9,426万円とするもので、また、資本的収入及び支出の予定額は、収入合計額を2億8,809万2,000円とし、支出合計額を5億9,254万6,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（新田勝見君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第31号までの31件については、質疑を省略し、議長を除く19人の委員をもって構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第31号までの31件については質疑を省略し、議長を除く19人の委員をもって構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長を除く全議員を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議長を除く全議員を予算等審査特別委員に選任することに決しました。

なお、予算等審査特別委員会は、正副委員長互選のため、本日、会議終了後、本議場にこれを招集いたします。改めて招集状を差し上げませんので、御了承願います。

日程第36 発議案第1号遠野市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第36、発議案第1号遠野市議会基本条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員長菊池邦夫君。

〔議会運営委員長菊池邦夫君登壇〕

○議会運営委員長（菊池邦夫君） 発議案第1号遠野市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をいたします。

提案理由ですが、地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費を政務活動費に改めるなど所要の改正を行おうとするものであります。

なお、条文の説明は省略いたします。

以上で、提案説明といたします。

議員各位の御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（新田勝見君） これより質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

〔参 照〕

発議案第1号
遠野市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成25年3月1日

遠野市議会議長 新田勝見様

提出者 議会運営委員会

委員長 菊池邦夫

提案理由

地方自治法が一部改正されたことに伴い
所要の改正をしようとするものである。

地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費を
政務活動費に改めるなど所要の改正を行おうと
するものである。

**日程第37 発議案第2号遠野市議会政務
活動費の交付に関する条例の制定につ
いて**

○議長（新田勝見君） 次に、日程第37、発議
案第2号遠野市議会政務活動費の交付に関する
条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員長菊
池邦夫君。

〔議会運営委員長菊池邦夫君登壇〕

○議会運営委員長（菊池邦夫君） 発議案第2
号遠野市議会政務活動費の交付に関する条例の
制定について、提案説明をいたします。

提案理由ですが、地方自治法の改正により、
政務活動費が設けられたことから、その交付額
及び交付の方法、政務活動費を充てることがで
きる経費の範囲並びに透明性の確保など政務活
動費の交付に関し必要な事項を定めるため、新
たに本条例を制定しようとするものです。

遠野市議会政務調査費の交付に関する条例に
ついては、附則第2号で廃止します。

なお、各条文の説明は省略いたします。

以上で、提案説明といたします。

議員各位の御賛同賜りますよう、よろしくお
願い申し上げます。

○議長（新田勝見君） これより質疑を許しま
す。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑
を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論

を終結いたします。

これより発議案第2号を採決いたします。本
案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全
員であります。よって、発議案第2号は、原案
のとおり可決されました。

〔参 照〕

発議案第2号

遠野市議会政務活動費の交付に関する条
例の制定について

遠野市議会会議規則第14条の規定により、上
記の議案を別紙のとおり提出します。

平成25年3月1日

遠野市議会議長 新 田 勝 見 様

提出者 議会運営委員会

委員長 菊 池 邦 夫

提案理由

遠野市議会政務活動費の交付に関する条
例に基づき交付される政務活動費の交付に
係る手続き等を定めるため、制定しよう
とするものである。

遠野市議会政務活動費の交付に関する条例の
制定について

地方自治法の改正により、政務活動費が設け
られたことから、その交付額及び交付の方法、
政務活動費を充てることができる経費の範囲並
びに透明性の確保など政務活動費の交付に関し
必要な事項を定めるため、新たに本条例を制定
しようとするものである。

遠野市議会政務調査費の交付に関する条例に
ついては、附則第2項で廃止するものである。

**日程第38 発議案第3号遠野市議会政務
活動費の交付に関する規則の制定につ
いて**

○議長（新田勝見君） 次に、日程第38、発議

案第3号遠野市議会政務活動費の交付に関する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員長菊池邦夫君。

〔議会運営委員長菊池邦夫君登壇〕

○議会運営委員長（菊池邦夫君） 発議案第3号遠野市議会政務活動費の交付に関する規則の制定について、提案説明をいたします。

提案理由ですが、遠野市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき交付される政務活動費の交付に係る手続きなどを定めるため、新たに本規則を制定しようとするものです。

なお、各条文の説明は省略いたします。

以上で、提案説明といたします。

議員各位の御賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（新田勝見君） これより質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

〔参 照〕

発議案第3号

遠野市議会政務活動費の交付に関する規則の制定について

遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成25年3月1日

遠野市議会議長 新 田 勝 見 様

提出者 議会運営委員会

委員長 菊 池 邦 夫

提案理由

地方自治法が一部改正されたことに伴い、政務活動費の交付額及び交付の方法、政務活動費を充てることができる経費の範囲並びに透明性の確保等政務活動費の交付に関する必要な事項を定めるため、制定しようとするものである。

遠野市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき交付される政務活動費の交付に係る手続きなどを定めるため、新たに本規則を制定しようとするものである。

散 会

○議長（新田勝見君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時40分 散会